

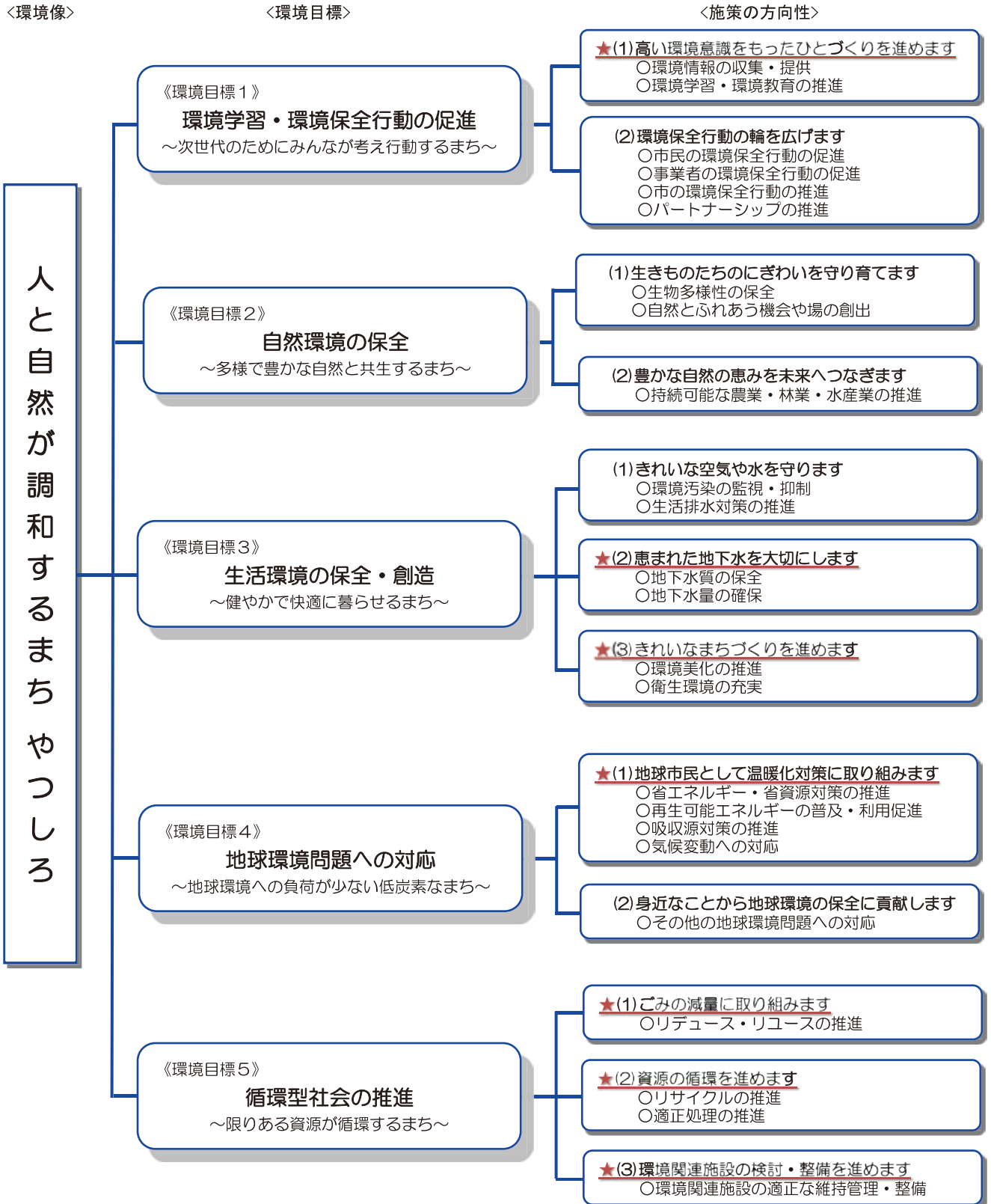
第4章 具体的な取組

1. 市、市民、環境活動団体及び事業者の取組

(1) 本計画の体系及び重点分野の設定

本計画に掲げた環境像の実現に向け、市民・事業者の意見や今後の課題などを踏まえ、7つの施策の方向性については重点的に取り組むこととします。

[★重点分野]



(2) 具体的な取組の主体

施策の方向性ごとに、市、市民、環境活動団体及び事業者の具体的な取組を示します。各主体の対象は次のとおりです。

①市の取組

本計画期間において、八代市が推進する取組を「市の取組」として掲げ、併せて、各取組については、担当課を記載しています。

②市民の取組

市民一人ひとりが日常生活の中で配慮すべき事項を「市民の取組」として掲げています。

③環境活動団体の取組

地域の清掃活動や環境イベントなどの環境保全活動を行う市民団体・NPO が配慮すべき事項を「環境活動団体の取組」として掲げています。

④事業者の取組

農林水産業、製造業、建設業及びサービス業などに関わる個人及び法人その他の団体など、すべての事業者がそれぞれの事業活動を行ううえで配慮すべき事項を「事業者の取組」として掲げています。

(3) 「持続可能な開発目標 (SDGs)」と本計画との関係

SDGs は、2030 年までを期限とし、世界全体の経済、社会、環境の3つの側面から総合的に取り組むことにより、持続可能な世界を目指すもので、17 の目標 (ゴール) とそれらを達成するための具体的な 169 のターゲットで構成されています。

2018 年 4 月に決定された国の「第五次環境基本計画」においては、複数の課題を統合的に解決する、また、目指すべき社会の姿から振り返って現在なすべきことを考える、さらには、あらゆるステークホルダー (利害関係者) が参画する全員参加型のパートナーシップを促進するなどの SDGs の考え方を活用し、環境・経済・社会の統合的向上の具体化を進めることが重要とされています。

国の「持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針」では、地方自治体に対して、各種計画等の策定や改訂に当たっては、SDGs の要素を最大限反映することを奨励しつつ、関係者などとの連携の強化を図りながら、SDGs 達成に向けた取組を促進するものとされています。

このようなことから、本計画においては、環境施策の推進が、環境分野のみならず、その他の分野の問題解決にも資するとの考えのもと、SDGs に掲げられた 17 の目標と本計画に掲げる具体的な取組との関連について施策の方向性ごとに整理し、本計画で掲げた超長期的な環境ビジョンや目指す環境像の実現を見据え、各主体との連携を図りながら具体的な取組を推進していくこととします。

■持続可能な開発目標（SDGs）の17の目標

	<p>[①貧困]</p> <p>あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>		<p>[⑩不平等]</p> <p>各国内及び各国間の不平等を是正する</p>
	<p>[②飢餓]</p> <p>飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>		<p>[⑪都市]</p> <p>包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>
	<p>[③保健]</p> <p>あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>		<p>[⑫生産・消費]</p> <p>持続可能な生産消費形態を確保する</p>
	<p>[④教育]</p> <p>全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>		<p>[⑬気候変動]</p> <p>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>
	<p>[⑤ジェンダー]</p> <p>ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女兒の能力強化を行う</p>		<p>[⑭海洋資源]</p> <p>持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
	<p>[⑥水・衛生]</p> <p>全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>		<p>[⑮陸上資源]</p> <p>陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>
	<p>[⑦エネルギー]</p> <p>全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>		<p>[⑯平和]</p> <p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
	<p>[⑧成長・雇用]</p> <p>包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する</p>		<p>[⑰パートナーシップ]</p> <p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>
	<p>[⑨技術革新]</p> <p>強靭(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>		





環境目標1 環境学習・環境保全行動の促進

重点分野

施策の方向性（1）高い環境意識をもったひとづくりを進めます

市、市民、環境活動団体及び事業者それぞれが、環境の現状に関心を持ち、環境保全に対する理解を深めることが、環境問題を解決する第一歩であると考えます。家庭や学校、職場をはじめ、様々な機会に環境に関する幅広い知識や情報を身につけられるよう、関係団体などと連携しながら環境学習・環境教育を推進していきます。

市の取組

○環境情報の収集・提供

- ①環境イベントや環境学習出前講座、市ホームページ、環境情報紙「しろくまだより」などを通して、環境に関する情報発信を行います。【環境課】
- ②環境学習・環境教育への関心を高めるため、家庭や学校、事業所で活用できる事例集やパンフレットなどを作成します。【環境課】
- ③市の環境の状況や市が実施した調査結果については、毎年、環境報告書「八代市の環境」として取りまとめ、公表します。【環境課】
- ④環境に関する幅広い情報を発信するため、エコエイトやつしろ内にある環境学習コーナーの展示内容の充実を図ります。【環境課、循環社会推進課、環境センター管理課】

○環境学習・環境教育の推進

- ⑤環境に関する学習会や自然観察会などの環境イベントを開催します。【環境課】
- ⑥環境問題に対する理解を深めるため、環境活動団体などと連携して、環境学習出前講座を展開します。【環境課、循環社会推進課、環境センター管理課】
- ⑦「こどもエコクラブ」などの環境保全活動事業への参加を呼びかけ、子どもたちの自主的な環境学習や環境保全行動を支援します。【環境課】
- ⑧環境イベントなどへの参加者を増やすため、自然観察や施設見学などの体験的なプログラムを盛り込むなど内容の充実を図ります。【環境課、循環社会推進課、環境センター管理課、水産林務課、生涯学習課】
- ⑨環境モデル地域を指定するなどにより、環境学習・環境教育を行う機会や場を提供します。【環境課、循環社会推進課】
- ⑩環境学習・環境教育や自然観察会などの指導者や講師の情報を一元化するとともに、環境に関する学習会などへの講師派遣制度の充実を図ります。【環境課、循環社会推進課】
- ⑪環境学習の拠点として、エコエイトやつしろの活用を図ります。【環境課、循環社会推進課、環境センター管理課】

⑫児童・生徒の環境問題に対する理解や関心を高めるため、小・中・特別支援学校において「熊本県学校版環境 ISO コンクール」に取り組みます。【学校教育課】

⑬環境教育副読本や指導用資料集等を作成するとともに、教職員を対象とした研修会を開催します。【教育サポートセンター】

【数値目標】

	項目	現況 (2017年度)	目標 (2026年度)
①	環境学習出前講座開催回数（回/年）	13	30
②	エコエイトやつしろ見学者数（人/年）	—	3,000

市民の取組

- ①環境問題に関心を持ち、環境問題の現状や対策に関する知識や情報を身につけます。
- ②環境に関する学習会や自然観察会などの環境イベントに積極的に参加します。
- ③環境に関する施設の見学会等に参加します。

環境活動団体の取組

- ①環境問題に関心を持ち、環境問題の現状や対策に関する知識や情報を身につけます。
- ②学校への環境学習出前講座や環境イベント開催などを通じて、環境問題に関する情報発信を行います。
- ③日常生活の中でできる環境保全行動に関する情報発信を行います。【環境目標 3- (1)】 (※)
- ④環境に関する研修会への参加などを通じて、知識やノウハウを身につけます。
- ⑤事業者、行政などと連携して環境学習・環境教育を推進します。
- ⑥学校や地域で行う環境学習・環境教育に対するサポートを行います。
- ⑦環境学習の場として、エコエイトやつしろを活用します。

事業者の取組

- ①従業員などへの環境教育を実施し、環境意識を持って事業活動を行います。
- ②環境に関する研修会などに積極的に参加します。
- ③環境報告書を作成し、環境保全に対する取組状況を明らかにします。

(※) その取組が再掲されている環境目標及び施策の方向性を示しています。



環境目標1 環境学習・環境保全行動の促進

施策の方向性(2) 環境保全行動の輪を広げます

より良い環境を次世代に引き継ぐためには、できることから実際に行動に移していくことが重要です。市民、環境活動団体、事業所の環境保全行動を支援していくとともに、それぞれが相互に協力・連携しながら、全市的に環境保全行動の輪を広げていきます。

市の取組

○市民の環境保全行動の促進

- ①日常生活における具体的な環境保全行動に関する情報や啓発ツールなどを提供します。【環境課、循環社会推進課】
- ②「ライトダウンキャンペーン」や「やつしろ環境の日(毎月第1日曜日)」に関する周知を行います。【環境課】
- ③環境保全行動に必要な物品の提供や補助制度などの充実に努めるとともに、それらの支援策について周知を行います。【環境課、循環社会推進課】
- ④清掃活動や自然観察会などに必要な物品や器材などの貸出制度の充実を図ります。【環境課】
- ⑤地域の清掃活動など、環境保全活動を実施している個人・団体に対し、表彰を行います。【環境課】[\[環境目標 3- \(3\)\]](#)

○事業者の環境保全行動の促進

- ⑥ISO14001 やエコアクション 21 などの環境マネジメントシステムの導入に関する周知・啓発を行います。【環境課】
- ⑦公害の防止や省エネルギーの推進に寄与する施設整備に対する情報提供や支援を行います。【環境課、商工政策課】
- ⑧地域の清掃活動など、環境保全活動を実施している個人・団体に対し、表彰を行います。【環境課】[\[環境目標 3- \(3\)\]](#)

○市の環境保全行動の推進

- ⑨職員の環境意識の向上を図るため、環境保全に関する研修会を開催します。【環境課、循環社会推進課、人事課】
- ⑩自転車や公共交通機関の利用を推進するなど、エコ通勤に取り組みます。【全課】
- ⑪「八代市地球温暖化対策実行計画[事務事業編]」に基づき、省エネ・省資源対策に取り組みます。【全課】[\[環境目標 4- \(1\)\]](#)
- ⑫環境に配慮した物品などの購入・調達に努めます。【全課】[\[環境目標 4- \(1\)、4- \(2\)\]](#)
- ⑬公共工事の際には、各環境法令に基づく届出を適時行うとともに、環境負荷の少ない資機材や工法の採用に努めます。【工事発注課】[\[環境目標 2- \(1\)\]](#)
- ⑭3Rを推進し、燃えるごみの減量化を図ります。【循環社会推進課】
- ⑮市の事務事業に伴って発生する機密文書類については、紙原料として市内の製紙工場へ搬入するなど、可能な限りリサイクルに努めます。【循環社会推進課】[\[環境目標 5- \(2\)\]](#)

〇パートナーシップの推進

- ⑩市民や環境活動団体、事業者からなる「八代市環境パートナーシップ会議」などにおいて、環境保全に関する情報交換・共有を図ります。【環境課】
- ⑪産学官民の連携のもと環境イベントや事業を展開します。【環境課】
- ⑫NPO や環境活動団体の活動内容を周知するとともに、研修会などを開催し、団体同士が交流する場を設けます。【市民活動政策課】

【数値目標】

	項目	現況 (2017年度)	目標 (2026年度)
①	環境保全活動を行う市民団体・NPO 数	17	20
②	環境マネジメントシステム導入事業所数*	19	25

※ ISO14001、エコアクション 21 導入事業所数

市民の取組

- ①日常生活の中でできる環境保全に関する行動を実践します。
- ②地域、行政及び各種団体などが主催する清掃活動や美化活動に積極的に参加します。【環境目標 2- (2)、3- (3)、4- (2)、5- (2)】

環境活動団体の取組

- ①行政や大学などと連携し、環境保全行動を行う機会を設けます。【環境目標 4- (1)】
- ②環境に関する学習会や自然観察会などの環境イベントを企画・運営します。
- ③環境活動団体間の交流や活動のネットワーク化を図ります。
- ④地域、行政及び各種団体などが主催する清掃活動や美化活動に積極的に参加します。【環境目標 2- (2)、3- (3)、4- (2)、5- (2)】
- ⑤環境と食の関係を意識した広報活動や学習会などを行います。【環境目標 2- (2)、5- (1)】

事業者の取組

- ①従業員などへの環境教育を実施し、環境意識を持って事業活動を行います。
- ②環境に関する研修会などに積極的に参加します。
- ③環境報告書を作成し、環境保全に対する取組状況を明らかにします。
- ④環境活動団体、行政などと連携して環境教育・環境学習を推進します。
- ⑤環境マネジメントシステムの導入を推進します。
- ⑥環境保全協定の締結・充実を図り、環境に配慮した事業活動を推進します。
- ⑦環境活動団体、学校が行う環境保全活動に対する支援を行います。
- ⑧環境教育・環境学習の場として所有施設などを提供します。
- ⑨環境に関する学習会や自然観察会などの環境イベントに参加します。
- ⑩地域、行政及び各種団体などが主催する清掃活動や美化活動に積極的に参加します。【環境目標 2- (2)、3- (3)、4- (2)、5- (2)】



環境目標2 自然環境の保全

施策の方向性（1）生きものたちのにぎわいを守り育てます

本市は、森林や田んぼ、河川、干潟など、多様な自然環境を有しています。この豊かな自然環境を将来にわたって良好な状態で継承できるよう、生物多様性の保全に努めるとともに、自然とふれあう機会や場を創出していきます。

市の取組

○生物多様性の保全

- ①希少な野生動植物や特定外来生物の生息生育状況に関する情報を収集・整理します。【環境課】
- ②開発行為などに対しては、適切に情報提供や助言を行うなどにより、自然環境の保全を求めています。【環境課】
- ③自然観察会などを通して、市の自然環境の現状や役割、生物多様性の重要性などについて周知・啓発を行います。【環境課】
- ④関係団体と協力しながら、自然環境の状況を把握するとともに、必要に応じて保護区などの指定に向けた検討・調整を行います。【環境課】
- ⑤優れた生態系を有する地域については、関係者との合意形成を図りながら、その保全・活用策に関する検討を進めます。【環境課】
- ⑥市の公共工事の際には、各環境法令に基づく届出を適時行うとともに、環境負荷の少ない資機材や工法の採用に努めます。【工事発注課】 [環境目標 1- (2)]
- ⑦特定外来生物に関する周知を行うとともに、市有地においては適切な防除を進めます。【環境課、各施設所管課】

○自然とふれあう機会や場の創出

- ⑧自然環境への関心を高めるため、環境活動団体や事業者などと連携して、自然観察会や市民参加型の環境調査を実施します。【環境課、生涯学習課、水産林務課】
- ⑨収穫体験事業などの体験型及び滞在型観光の普及・拡大を図ります。【観光振興課、農林水産政策課、フードバレー推進課】
- ⑩森林や里山などの自然をレクリエーションの場として整備・活用します。【水産林務課、生涯学習課】
- ⑪地域の歴史や自然を楽しむウォーキングコースの周知・活用を図ります。【観光振興課、建設政策課】
- ⑫市民が親しめる公園や緑地を計画的に整備します。【建設政策課、都市整備課】
- ⑬自然や農業に対する理解を深めてもらうため、市民農園の利用促進に努めます。【農林水産政策課】

【数値目標】

	項目	現況 (2017年度)	目標 (2026年度)
①	自然観察会参加者数（人/年）	240	270
②	市民一人あたりの公園面積（㎡）	8.3	8.7

市民の取組

- ①地域の自然に興味を持ち、自然の役割や希少な野生動植物に対する理解を深めます。
- ②生き物たちが住みよい自然環境を守ります。
- ③生き物をみだりに捕ったり、放したりしません。
- ④外来生物に関する正しい知識を身につけます。
- ⑤ペットは責任を持って、最期まで飼養します。
- ⑥野生鳥獣に対し、餌を与えません。
- ⑦自然観察会などの自然とふれあう機会に積極的に参加します。
- ⑧自然と親しむ場に積極的に出かけます。
- ⑨ガーデニングや家庭菜園などに取り組むなど、みどりの空間づくりを行います。

環境活動団体の取組

- ①干潟や河川、森林などの生き物の調査を実施します。
- ②生き物の多様さや自然の豊かさを、広く市民に伝えます。
- ③自然の現況を市に報告するなど、市の自然環境保全に資する取組に協力します。
- ④干潟などの自然環境の保全や活用策に関する情報提供や学習会などを行います。

事業者の取組

- ①地域の自然に興味を持ち、自然の役割に対する理解を深めます。
- ②地域の特性を活かした観光ルートを活用するための取組を推進します。
- ③環境活動団体や市が実施する自然環境保全に資する取組に協力します。
- ④環境への負荷を低減するための取組を推進します。
- ⑤建設工事の際には、各環境法令に基づく届出を適時行うとともに、生態系に配慮した工法を採用するなど、自然環境に配慮した事業活動に努めます。
- ⑥敷地内の緑化や緑地の保全を推進します。[環境目標 4- (1)]



環境目標 2 自然環境の保全

施策の方向性（2）豊かな自然の恵みを未来へつなぎます

農業をはじめとした一次産業は、豊かな水、肥沃な大地など、自然の恵沢のうえに成り立ち、また、私たちの暮らしは、自然から得られる恵みによって支えられています。人と自然との共生を図りながら、環境に配慮した、持続可能な農業、林業及び水産業を推進していきます。

市の取組

○持続可能な農業・林業・水産業の推進

- ①化学肥料や農薬の使用量削減、生物多様性保全など、環境に配慮した「くまもとグリーン農業」などへの取組を支援するとともに、その取組を広く消費者へ周知します。【農業振興課】
- ②化学肥料や農薬の適正使用、家畜排せつ物の適正処理などについて、周知・啓発を行います。【農業振興課】
- ③研修会や情報提供などを通して、エコファーマー認定制度や森林・漁業認証制度などを普及します。【農業振興課、水産林務課】
- ④遊休農地や耕作放棄地の解消及び発生の未然防止に取り組むとともに、その活用策について検討します。【農林水産政策課、農業委員会】
- ⑤旬の農林水産物、直売所などの情報を提供するほか、学校給食などで可能な限り地元産品を利用するなど、地産地消を推進します。【観光振興課、農林水産政策課、教育政策課】
- ⑥地元産品を使った料理教室などを通して、地元の食材や食文化、伝統郷土料理に対する啓発を図ります。【農林水産政策課】
- ⑦水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観等の農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保安全管理を推進します。【農林水産政策課、農業振興課、農地整備課】 [環境目標 3- (2)]
- ⑧有害鳥獣による農林水産物への被害を軽減するため、防護柵などの設置などに対する支援を行うとともに、効果的な対策を検討します。【農業振興課、水産林務課】
- ⑨「八代市森林整備計画」に基づき、伐採・造林・間伐などを行い、森林整備に取り組みます。【水産林務課】 [環境目標 4- (1)]
- ⑩イベント開催などを通して、森林保全に関する啓発や緑化活動を推進します。【水産林務課】 [環境目標 4- (1)]
- ⑪関係機関と協力して、ボランティア団体や企業などが行う森づくり活動を支援します。【水産林務課】 [環境目標 4- (1)]
- ⑫施設などの建設・整備等においては、可能な限り地元産材の使用に努めます。【工事発注課】
- ⑬漁場環境や生態系の保全を目的とした覆砂¹³⁾等による干潟の環境改善に対する支援を行います。【水産林務課】
- ⑭水産資源の保護・回復を図るため、稚魚・稚エビ等の放流や資材を用いたアサリ増殖に取り組みます。【水産林務課】
- ⑮内水面や海面漁場に流入するごみを減らすため、ごみの不法投棄に対する周知・啓発を行うとともに、各漁協が行う漁場清掃への支援を行います。【循環社会推進課、水産林務課】

【数値目標】

	項目	現況 (2017年度)	目標 (2026年度)
①	くまもとグリーン農業生産宣言者・応援宣言者数(人)	2,297	2,570
②	造林事業面積(ha)	2,665	7,160
③	覆砂面積(ha)	59	68

市民の取組

- ①空や水、大地など、自然を汚さない生活を心がけます。
- ②地域で行われている農林水産業に対する理解を深めます。
- ③農林水産物などは、地元産品を優先的に購入します。[環境目標 4- (1)]
- ④植林や枝打ち、下草刈りなどの森づくり活動に参加します。
- ⑤多様な主体が参画する自然再生・保全の取組に参加します。
- ⑥地域、行政及び各種団体などが主催する清掃活動や美化活動に積極的に参加します。[環境目標 1- (2)、3- (3)、4- (2)、5- (2)]

環境活動団体の取組

- ①体験型観光や農村漁村交流、地産地消の取組に対するサポートを行います。
- ②環境と食の関係を意識した広報活動や学習会などを行います。[環境目標 1- (2)、5- (1)]
- ③森林ボランティアとして植林や枝打ち、下草刈りなどの森づくり活動を推進します。
- ④森林資源の保護のため、間伐材の利用促進を推進します。
- ⑤河川や浜辺の清掃など、川や海づくり活動を推進します。
- ⑥野生鳥獣の生息状況などに関する情報提供を行います。
- ⑦地域、行政及び各種団体などが主催する清掃活動や美化活動に積極的に参加します。[環境目標 1- (2)、3- (3)、4- (2)、5- (2)]

事業者の取組

- ①エコファーマーの認定、森林認証や漁業認証の取得を目指します。
- ②森林の適切な管理(造林、下刈り、間伐等)を行うとともに、木材の利用を促進します。
- ③環境に配慮した農林水産業に取り組みます。
- ④廃資材は適正に処理します。
- ⑤農薬や化学肥料は適正に使用します。
- ⑥設備や施設の維持管理を徹底し、油流出などの事故を防ぎます。[環境目標 3- (1)]
- ⑦消費者ニーズに即した安全で安心な産品を生産します。
- ⑧地元産品を利用した商品の開発やブランド化を進めます。
- ⑨有害鳥獣被害防止のための防除対策に取り組みます。
- ⑩地域、行政及び各種団体などが主催する清掃活動や美化活動に積極的に参加します。[環境目標 1- (2)、3- (3)、4- (2)、5- (2)]

13) 覆砂：砂などにより人工的に海底などを覆い、底質の環境改善を図ること。八代海では、アサリ資源量の回復・増大を目的に干潟への覆砂が行われている。



環境目標3 生活環境の保全・創造

(1) きれいな空気や水を守ります

水質汚濁や大気汚染、悪臭などの産業型公害のほか、日常生活に起因する騒音や悪臭などの環境問題も顕在化しています。公害の未然防止を図るため、事業活動に伴う環境負荷を低減するとともに、地域の環境問題にも適切に対処しながら、良好な生活環境を保全していきます。

市の取組

○環境汚染の監視・抑制

- ①環境負荷の低減を図るため、事業場などとの環境保全協定¹²⁾の締結・改定を行います。【環境課】
- ②協定締結事業場に対しては、市の調査結果や定期報告書に基づき、必要に応じて指導・助言を行います。【環境課、循環社会推進課】
- ③特定工場等で発生する騒音・振動や自動車交通騒音について調査を実施します。【環境課】
- ④事業場から発生する特定悪臭物質について調査を実施します。【環境課】
- ⑤新幹線の騒音・振動の状況を把握するとともに、関係機関に対して要望を行います。【環境課】
- ⑥光化学スモッグ注意報などの発令時や、微小粒子状物質(PM2.5)の注意喚起時における連絡・対応体制の充実を図ります。【環境課】
- ⑦公害苦情や相談については、関係機関と連携しながら迅速・適切な対応に努めます。【環境課】
- ⑧必要に応じて騒音・振動、悪臭に関する規制地域及び規制基準の見直しを行います。【環境課】
- ⑨油流出事故を防止するため、貯油施設などの適正な維持管理に関する周知・啓発を行います。【環境課、農業振興課、水産林務課】
- ⑩市が実施した調査結果については、毎年、環境報告書「八代市の環境」として取りまとめ、公表します。【環境課】
- ⑪特定施設などを設置している市有施設については、適切に維持管理を行います。【各施設所管課】
- ⑫「水銀に関する水俣条約」を踏まえ、水銀が使われていない製品へ切り替えを推進するとともに、水銀使用製品が不要となった場合は適正に廃棄します。【全課】【環境目標4-(2)、5-(2)】
- ⑬市ホームページなどを通して、アスベスト飛散防止対策などについて周知・啓発を行います。【環境課、建築指導課】

○生活排水対策の推進

- ⑭出前講座などを通して、水質汚濁防止や生活排水対策に関する啓発を行います。【環境課、下水道総務課、下水道建設課】
- ⑮「八代市汚水適正処理構想」¹⁴⁾に基づき、公共下水道の計画的な整備を促進します。【下水道建設課】
- ⑯公共下水道及び農業集落排水施設が整備された地域では、速やかな接続を促進します。【下水道総務課】
- ⑰公共下水道及び農業集落排水処理区域外においては、合併処理浄化槽設置の推進を図るとともに、その補助制度や適正な維持管理に関する周知・啓発を行います。【下水道総務課】

【数値目標】

	項目	現況 (2017年度)	目標 (2026年度)
①	河川・海域の環境基準の達成状況 (%)	100	100
②	典型7公害に関する苦情件数 (件/年)	93	90以下
③	汚水処理人口普及率 (%)	69.8	84.6
④	水洗化率 (公共下水道) ¹⁵⁾ (%)	77.2	80.0

市民の取組

- ①禁止されている、家庭ごみの野焼きを行いません。
- ②移動の際には、自動車の利用を控え、できるだけ歩いたり、自転車や公共交通機関を利用したりします。[環境目標 4- (1)]
- ③微小粒子状物質 (PM2.5) や光化学スモッグに関する知識を身につけます。
- ④「熊本県大気環境情報メール」や「市緊急情報配信メール」に登録します。
- ⑤自動車の使用時には、エコドライブを行います。[環境目標 4- (1)]
- ⑥公共下水道及び農業集落排水などが整備された地域では、下水道等への接続を速やかに行います。また、下水道が未整備の地域では、合併処理浄化槽への切り替えに努めます。
- ⑦浄化槽の使用に当たっては、適正な維持管理を行います。
- ⑧食器洗いや洗濯時の洗剤などは適正な量を使用します。
- ⑨廃食用油や調理くずを排水口に流しません。
- ⑩近隣へ配慮し、音響機器の利用時は使用時間や音量に注意します。
- ⑪ペットの鳴き声によって近隣に迷惑がかからないようにします。
- ⑫「水銀に関する水俣条約」を踏まえ、水銀が使われていない製品へ切り替えるとともに、水銀使用製品が不要となった場合は適正に廃棄します。[環境目標 4- (2)、5- (2)]

環境活動団体の取組

- ①日常生活の中でできる環境保全行動に関する情報発信を行います。[環境目標 1- (1)]

事業者の取組

- ①事業活動に関する法令の遵守を徹底します。
- ②公共下水道の接続が可能な場合は、速やかに接続します。
- ③環境への負荷を低減するための取組を推進します。
- ④自動車の使用時には、エコドライブを行います。[環境目標 4- (1)]
- ⑤設備や施設の維持管理を徹底し、油流出などの事故を防ぎます。[環境目標 2- (2)]
- ⑥操業異常時や工事の際には周辺住民に対して十分な説明を行います。
- ⑦夜間の操業・営業等については周辺環境に十分に配慮します。
- ⑧環境調査データを公表します。
- ⑨環境保全協定の締結を推進します。
- ⑩周辺住民や市民を対象に、工場等の見学会を行います。
- ⑪「水銀に関する水俣条約」を踏まえ、水銀が使われていない製品へ切り替えるとともに、水銀使用製品が不要となった場合は適正に廃棄します。[環境目標 4- (2)、5- (2)]



環境目標3 生活環境の保全・創造

重点分野

(2) 恵まれた地下水を大切にします

本市は、地下水を農業用、工業用、生活用水として利用するなど、地下水への依存度が大変高い地域です。地下水は限りある「公共水」との認識のもと、将来にわたって持続的に利用できるよう、地下水の質と量を保全していきます。

市の取組

○地下水質の保全

- ①臨海部の地下水の塩水化の状況について、モニタリング調査を実施します。【環境課】
- ②有害物質による地下水汚染の状況について、計画的に調査を行います。【環境課】
- ③平野部の地下水質の状況や変化を把握するため、地下水の基本的な性状に関して広域的な調査を実施します。【環境課】
- ④地下水を飲用している世帯については補助制度の活用などにより、自主的な飲用検査を促進します。【環境課】
- ⑤地下水汚染などにより飲用不適となった場合は、浄水器設置補助制度の活用を周知するなど、飲用指導を行います。【環境課】
- ⑥上水道などの未整備地域において、地下水汚染が認められた場合は、地域特性に応じた水道施設の検討・整備を行います。【水道局】
- ⑦事業場などにおける有害物質などの漏洩を防止するため、その使用や管理に対する啓発や注意喚起を行います。【環境課】
- ⑧大規模災害に備え、飲用水検査の資器材を整備します。【環境課】

○地下水量の確保

- ⑨環境イベントや環境学習出前講座、市ホームページ、環境情報紙などを通して、節水や合理的な水利用に関する情報提供を行います。【環境課】
- ⑩「熊本県地下水保全条例」に基づく地下水採取の届出・許可制度に関する周知を行います。【環境課】
- ⑪環境保全協定の締結・改定を通して、事業活動に伴う地下水の使用量の適正化を図ります。【環境課】
- ⑫地下水位の定点調査を実施します。【環境課】
- ⑬市有施設において節水に取り組むとともに、使用水の再利用や雨水の利用に努めます。【各施設所管課】
- ⑭市有施設への雨水浸透ますの設置や透水性・保水性舗装材の利用に努めます。【各施設所管課】
- ⑮水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観等の農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進します。【農林水産政策課、農業振興課、農地整備課】 [環境目標 2- (2)]

【数値目標】

	項目	現況 (2017年度)	目標 (2026年度)
①	地下水モニタリング調査数 ^{※1} (回)	—	2,500
②	県条例に基づく地下水採取量報告率 (%)	69	80
③	地下水位観測井における地下水の年平均水位 ^{※2} (m)	第七中学校 -0.30 古閑上公民館 0.87 麦島小学校 1.05 南平和町 0.27 日奈久新開町 0.03	2017年平均水位 を下回らない

※1：本計画期間内の累計

※2：実測値を東京湾中等水位 (T.P.) に換算した値

市民の取組

- ①「水」は限りある貴重な資源であることを認識し、家庭での節水に努めます。
- ②風呂の残り湯を洗濯に使用するなど、水を有効に利用します。
- ③雨水貯留槽の設置などにより、雨水の利用を進めます。

環境活動団体の取組

- ①節水などに関する情報発信を行います。
- ②流域を視点とした水環境保全に関する活動を行います。
- ③学校や地域で行う水環境保全に関する学習会のサポートを行います。

事業者の取組

- ①節水や循環利用など、適正かつ合理的な水利用を進めます。
- ②雨水貯留槽の設置などにより、雨水の利用を進めます。
- ③雨水を地下に浸透させるため、雨水浸透ますなどを設置します。
- ④「熊本県地下水保全条例」に基づく地下水採取に関する届出・報告等を行います。
- ⑤有害化学物質の管理を徹底します。

14) 八代市污水適正処理構想：国が示す基本方針に基づき、市内全域を対象として、効率的・効果的に污水处理施設整備を実施するために、公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等による整備区域を設定するもの。

15) 水洗化率 (公共下水道)：実際に公共下水道に接続された人口を公共下水道が使えるようになった区域内人口で除して算定した公共下水道への接続割合。



環境目標3 生活環境の保全・創造

重点分野

(3) きれいなまちづくりを進めます

ごみのポイ捨てやペットのフン、雑草の繁茂など、地域の環境美化に関する市民の相談や要望は年々多くなってきています。市と地域（市民・住民自治）との役割分担のもと、市民や事業者による清掃活動を支援するとともに、地域における市民相互の連携を深め、きれいで住みよい地域環境をつくっていきます。

市の取組

○環境美化の推進

- ①「きれいなまちづくり協定」の締結を促進することにより、地域の自主的な美化・清掃活動を支援します。【環境課】
- ②環境月間や環境衛生週間において、町内一斉清掃などの清掃活動の機会を設けます。【環境課】
- ③雑草の繁茂や衛生害虫の発生を防止するため、空き地などの適正管理について周知・啓発します。【環境課】
- ④水路や側溝などの公共用地については、自然環境に配慮した方法により害虫駆除を行います。【環境課】
- ⑤地域の清掃活動など、環境保全活動を実施している個人・団体に対し、表彰を行います。【環境課】[【環境目標 1-\(2\)】](#)
- ⑥公園などの市管理地については、適切に維持管理します。【各施設所管課】
- ⑦関係機関と協力し、犬のしつけ方教室やフン害パトロールを実施するなど、飼い主に対するマナー向上を呼びかけます。【環境課】
- ⑧愛がん動物の適切な飼い方について情報提供します。【環境課】

○衛生環境の充実

- ⑨水路や道路側溝の適切な維持管理に努めます。【農地整備課、土木課】
- ⑩空き地や廃棄物を野積みした建物・土地（ごみ屋敷）などの管理方策などについて検討を進めます。【環境課、循環社会推進課】
- ⑪維持管理が十分でない老朽空家の所有者等へ常時適法な状態に維持するように促します。【建築指導課】
- ⑫八代市斎場については、「八代市斎場延命化構想」に基づき、計画的に改修を行うとともに、新たな施設整備について検討します。【環境課】
- ⑬墓地等の設置許可に当たっては、「八代市墓地等の経営の許可に関する条例」に基づき、公衆衛生に支障がないよう指導・助言を行います。【環境課】
- ⑭飼い犬の登録及び狂犬病予防接種について周知するとともに、予防接種の接種率の向上に取り組みます。【環境課】

【数値目標】

	項目	現況 (2017年度)	目標 (2026年度)
①	きれいなまちづくり協定締結済数（個人・団体）	22	24
②	清掃活動参加者数（人/年）	28,919	30,000

市民の取組

- ①ごみのポイ捨てをしません。
- ②定期的に私有地の雑草の刈り取りや清掃作業を行います。
- ③ペットの散歩時は、フンの処理用具を携帯し、フンは持ち帰ります。
- ④地域、行政及び各種団体などが主催する清掃活動や美化活動に積極的に参加します。[環境目標 1- (2)、2- (2)、4- (2)、5- (2)]

環境活動団体の取組

- ①犬のフン害パトロールなどに協力するなど、環境美化に関する情報発信を行います。
- ②歴史的なまちなみや文化的な景観の保全活動を行います。
- ③地域、行政及び各種団体などが主催する清掃活動や美化活動に積極的に参加します。[環境目標 1- (2)、2- (2)、4- (2)、5- (2)]

事業者の取組

- ①事業所内を清潔に保ちます。
- ②地域、行政及び各種団体などが主催する清掃活動や美化活動に積極的に参加します。[環境目標 1- (2)、2- (2)、4- (2)、5- (2)]



環境目標4 地球環境問題への対応

重点分野

(1) 地球市民として温暖化対策に取り組みます

地球温暖化は、その影響の深刻さや大きさから見て、地球規模での対策が急務とされる環境問題の一つです。低炭素社会の実現に向けて、地域レベルで温室効果ガスの排出削減に取り組むとともに、再生可能エネルギーの普及・利用を促進していきます。

市の取組

〇省エネルギー・省資源対策の推進

- ①家庭や事業所で簡単に取り組むことができる省エネルギー行動について情報発信を行います。【環境課】
- ②「COOL CHOICE (クールチョイス)」(省エネ・低炭素型商品の選択、クールビズ、ウォームビズなど)などの取組について周知・啓発します。【環境課】
- ③市ホームページや環境情報紙などを通して、高効率給湯器、HEMS¹⁶⁾など省エネ・省資源設備やその補助制度などに関する情報提供を行います。【環境課】
- ④熊本県地球温暖化防止活動推進員と連携しながら、地球温暖化に関する研修会やイベントなどを開催します。【環境課】
- ⑤夏の省エネルギー対策として、緑のカーテンの普及に努めます。【環境課、水産林務課】
- ⑥ライトダウンキャンペーンなどに積極的に参加するよう、周知・啓発を行います【環境課】
- ⑦「八代市地球温暖化対策実行計画 [事務事業編]」に基づき、省エネ・省資源対策に取り組みます。【全課】 [環境目標 1- (2)]
- ⑧市有施設などの整備・改修の際は、省エネ設備やエネルギー効率の高い機器など、環境負荷の少ないものを導入します。【工事発注課】
- ⑨市有施設で発生する余熱などのエネルギーの有効利用に努めます。【各施設所管課】
- ⑩低公害車や低燃費車などの環境に配慮した公用車の購入やエコドライブに努めます。【全課】
- ⑪自転車や公共交通機関の利用を促進するなど、エコ通勤を推進します。【環境課、企画政策課】
- ⑫地域の特性や移動ニーズに応じた公共交通サービスの提供を進め、公共交通機関の利用を促進します。【企画政策課】
- ⑬フロン類の適正な処理について周知を行います。【循環社会推進課】 [環境目標 4- (2)]
- ⑭環境に配慮した物品などの購入・調達に努めます。【全課】 [環境目標 1- (2)、4- (2)]
- ⑮3Rを推進し、燃えるごみの減量化を図ります。【循環社会推進課】
- ⑯地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い「環境保全型農業」に関する普及・啓発を行います。【農業振興課】
- ⑰農業用ハウス内の適温管理、燃料の使用量削減のため、ハウスの2層カーテンなどの省エネルギー施設・機器の導入を推進します。【農業振興課】

○再生可能エネルギーの普及・利用促進

- ⑱再生可能エネルギーに関する情報提供や普及・啓発に努めます。【環境課】
- ⑲市有施設への再生可能エネルギー設備の導入を推進します。【全課】
- ⑳一般住宅への再生可能エネルギーの導入・利用促進に対する支援を行います。【環境課】

○吸収源対策の推進

- ㉑「八代市森林整備計画」に基づき、伐採・造林・間伐などを行い、森林整備に取り組みます。【水産林務課】【環境目標 2- (2)】
- ㉒イベント開催などを通して、森林保全に関する啓発や緑化活動を推進します。【水産林務課】【環境目標 2- (2)】
- ㉓関係機関と協力して、ボランティア団体や企業などが行う森づくり活動を支援します。【水産林務課】【環境目標 2- (2)】

○気候変動への対応

- ㉔市民が集う「まちなか」などの整備に当たっては、暑さ対策について検討します。【工事発注課】
- ㉕地球温暖化による気温上昇に伴って増加が予想される熱中症への対策について、その予防に関する情報や対策について周知・啓発を行います。【環境課、健康推進課】
- ㉖地球温暖化が及ぼす影響などの情報を収集・提供するとともに、その適応策について検討します。【環境課】

【数値目標】

	項目	現況 (2017年度)	目標 (2026年度)
①	市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量（トンCO ₂ ）	31,793 ^{※1}	25,925 ^{※2}
②	市有施設への再生可能エネルギー設備導入数（箇所）	13	15

※1：「第3次八代市地球温暖化対策実行計画〔事務事業編〕」（計画期間：2019～2030年度）における、基準年度（2013年度）の排出量

※2：同実行計画に掲げる削減目標

16) HEMS：「ホーム エネルギー マネジメント システム」の略。IT（情報技術）を活用して、一般家庭における家電などのエネルギー消費の効率化を図るシステム。

市民の取組

- ①地球温暖化に関心を持ち、現状や影響、その対策についての知識や情報を身につけます。
- ②環境に配慮した製品を優先的に購入します。[環境目標 4- (2)]
- ③住宅用太陽光発電システムなどの再生可能エネルギー設備の導入について検討します。
- ④省エネ家電、LED 照明などの省エネ設備を取り入れます。
- ⑤節水や省エネに努めます。
- ⑥住宅の新築やリフォーム時は、省エネ化・省資源化に努めます。
- ⑦「COOL CHOICE (クールチョイス)」などに取り組みます。
- ⑧夏の省エネ対策として、「緑のカーテン」に取り組みます。
- ⑨ライトダウンキャンペーンなどに積極的に参加します。
- ⑩移動の際には、自動車の利用を控え、できるだけ歩いたり、自転車や公共交通機関を利用したりします。[環境目標 3- (1)]
- ⑪自動車の使用時には、エコドライブを行います。[環境目標 3- (1)]
- ⑫車を買替える際は、低公害車や低燃費車などの環境に配慮した自動車を購入します。
- ⑬マイバッグの利用や分別の徹底などにより、「燃えるごみ」の減量に取り組みます。
- ⑭農林水産物などは、地元産品を優先的に購入します。[環境目標 2- (2)]
- ⑮フロンガスを使用している製品は、適正に処理します。[環境目標 4- (2)]

環境活動団体の取組

- ①地球温暖化に関する情報発信を行います。
- ②行政や大学などと連携し、環境保全行動を行う機会を設けます。[環境目標 1- (2)]
- ③「COOL CHOICE (クールチョイス)」などに取り組みます。
- ④夏の省エネ対策として、「緑のカーテン」を普及・啓発します。
- ⑤ライトダウンキャンペーンなどに積極的に参加します。

事業者の取組

- ①省エネ・省資源対策を推進し、温室効果ガスの排出抑制に努めます。
- ②省エネ診断の実施について検討します。
- ③敷地内の緑化や緑地の保全を推進します。[環境目標 2- (1)]
- ④太陽光発電システムなどの再生可能エネルギー設備を導入します。
- ⑤「COOL CHOICE (クールチョイス)」などに取り組みます。
- ⑥夏の省エネ対策として、「緑のカーテン」に取り組みます。
- ⑦ライトダウンキャンペーンなどに積極的に参加します。

- ⑧自転車や公共交通機関の利用を促進するなど、エコ通勤を推進します。
- ⑨自動車の使用時には、エコドライブを行います。[環境目標 3- (1)]
- ⑩低公害車や低燃費車などの環境に配慮した自動車を購入します。
- ⑪建築物を新築・増改築する際は、施設の省エネ化・省資源化について検討します。
- ⑫分別の徹底などにより廃棄物の排出量を減らします。
- ⑬マイバッグの利用促進やレジ袋、包装紙の有料化など、ごみの発生抑制を進めます。[環境目標 4- (2)、5- (1)]
- ⑭容器や包装については、リサイクルしやすい素材のものを製造または使用します。
- ⑮硫黄酸化物や窒素酸化物などの排出ガスを抑制します。
- ⑯環境負荷の少ない物流システムについて検討します。
- ⑰フロンガス使用製品の回収や適正処理を行います。[環境目標 4- (2)]
- ⑱環境負荷の少ない設備や環境に配慮した製品を優先的に導入・購入します。[環境目標 4- (2)]



環境目標4 地球環境問題への対応

(2) 身近なことから地球環境の保全に貢献します

海洋汚染や有害廃棄物の越境移動などの地球規模の環境問題は、いずれも国際的、広域的な連携・協力が不可欠です。一人ひとりの小さな行動の積み重ねが重要であることを認識したうえで、できることから着実に実践してもらうための呼びかけを行います。

市の取組

○その他の地球環境問題への対応

- ①地球環境の現状に関する情報を収集・整理します。【環境課】
- ②環境イベントや環境学習出前講座、市ホームページや環境情報紙などを通して、地球環境問題について情報提供します。【環境課】
- ③フロン類の適正な処理について周知を行います。【循環社会推進課】【環境目標 4- (1)】
- ④環境に配慮した物品などの購入・調達に努めます。【全課】【環境目標 1- (2)、4- (1)】
- ⑤「水銀に関する水俣条約」を踏まえ、水銀が使われていない製品へ切り替えを推進するとともに、水銀使用製品が不要となった場合は適正に廃棄します。【全課】【環境目標 3- (1)、5- (2)】
- ⑥イベントなどにおけるリユース食器の活用について普及・啓発します。【環境課、循環社会推進課】【環境目標 5- (1)】
- ⑦マイクロプラスチック問題について情報を収集・整理します。【環境課】

【数値目標】

	項目	現況 (2017年度)	目標 (2026年度)
①	環境情報紙の発行 (回/年)	6	6

市民の取組

- ①環境に配慮した製品を優先的に購入します。[環境目標 4- (1)]
- ②フロンガスを使用している製品は、適正に処理します。[環境目標 4- (1)]
- ③「水銀に関する水俣条約」を踏まえ、水銀が使われていない製品へ切り替えるとともに、水銀使用製品が不要となった場合は適正に廃棄します。[環境目標 3- (1)、5- (2)]
- ④レジ袋を使用しないよう、買い物時にはマイバッグを持参します。[環境目標 5- (1)]
- ⑤使い捨てプラスチック製品の使用を控えます。
- ⑥歯磨き粉や、洗顔料、ボディソープなどは、マイクロビーズが入っていない製品を購入します。
- ⑦地域、行政及び各種団体などが主催する清掃活動や美化活動に積極的に参加します。[環境目標 1- (2)、2- (2)、3- (3)、5- (2)]

環境活動団体の取組

- ①地球環境問題に関する情報発信を行います。
- ②マイバッグ・マイ箸・マイカップ運動を展開します。[環境目標 5- (1)]
- ③イベント時には、使い切りの容器を使用しないよう、リユース食器の貸出及び利用促進を図ります。[環境目標 5- (1)]
- ④マイクロプラスチック問題に関する情報提供や学習会などを行います。
- ⑤地域、行政及び各種団体などが主催する清掃活動や美化活動に積極的に参加します。[環境目標 1- (2)、2- (2)、3- (3)、5- (2)]

事業者の取組

- ①フロンガス使用製品の回収や適正処理を行います。[環境目標 4- (1)]
- ②環境負荷の少ない設備や環境に配慮した製品を優先的に導入・購入します。[環境目標 4- (1)]
- ③「水銀に関する水俣条約」を踏まえ、水銀が使われていない製品へ切り替えるとともに、水銀使用製品が不要となった場合は適正に廃棄します。[環境目標 3- (1)、5- (2)]
- ④マイバッグの利用促進やレジ袋、包装紙の有料化など、ごみの発生抑制を進めます。[環境目標 4- (1)、5- (1)]
- ⑤使い捨てプラスチック製品の使用削減について検討します。
- ⑥研磨剤などは、マイクロビーズが入っていない製品を使用します。
- ⑦地域、行政及び各種団体などが主催する清掃活動や美化活動に積極的に参加します。[環境目標 1- (2)、2- (2)、3- (3)、5- (2)]



環境目標5 循環型社会の推進

重点分野

(1) ごみの減量に取り組みます

ごみを減らすためには、できるだけごみを出さないという意識づけが重要と考えます。ごみの発生抑制・再使用に関する周知・啓発などを通して、ごみの減量化に取り組んでいきます。

市の取組

〇リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）の推進

- ①できるだけごみを出さない工夫や取組事例（余計なものを購入しない、詰め替え商品や簡易包装のものを購入する、エコクッキングの事例など）について情報発信を行います。【環境課、循環社会推進課】
- ②生ごみの減量化及び食品ロス問題への対応として、賞味期限切れや食べ残しによる生ごみの発生を抑制するため、「冷蔵庫チェック」や「食べきりタイム¹⁷⁾」について普及・啓発を行います。【循環社会推進課】
- ③多量排出事業所については、ごみの減量化に関する計画書の提出を通して、ごみの減量化及び資源化に関する助言・指導を行います。【循環社会推進課】
- ④リサイクル店や古本屋、フリーマーケットなどの活用を通して、家具や家電製品、書籍などのリユースを推進します。【循環社会推進課】
- ⑤イベントなどにおけるリユース食器の活用について普及・啓発します。【環境課、循環社会推進課】[\[環境目標 4-\(2\)\]](#)
- ⑥関係機関と協力し、廃食用油の有効利用を推進します。【循環社会推進課、環境センター管理課】

【数値目標】

	項目	現況 (2017年度)	目標 (2026年度)
①	1人1日当たりのごみ排出量 (g/人・日)	843	828

市民の取組

- ①レジ袋を使用しないよう、買い物時にはマイバッグを持参します。[環境目標 4- (2)]
- ②買い物時には過剰包装を断ります。
- ③できるだけ使い切り商品は避け、詰め替え容器の商品などを優先的に購入・使用します。
- ④物品を大切に長く使います。
- ⑤食料品などの購入は必要最小限に抑え、料理の作りすぎや食べ残しを減らします。
- ⑥不要になった物品はフリーマーケットやリサイクルショップに出します。

環境活動団体の取組

- ①ごみの発生抑制を促すイベントを開催し、市民の“もったいない”意識の向上を図ります。
- ②食品ロスを減らすための取組について情報発信を行います。
- ③環境と食の関係を意識した広報活動や学習会などを行います。[環境目標 1- (2)、2- (2)]
- ④イベント開催時にはフリーマーケットの場を設けます。
- ⑤マイバッグ・マイ箸・マイカップ運動を展開します。[環境目標 4- (2)]
- ⑥イベント時には、使い切りの容器を使用しないよう、リユース食器の貸出及び利用促進を図ります。[環境目標 4- (2)]

事業者の取組

- ①包装の簡素化や食品トレイの使用が削減される販売方法を検討します。
- ②マイバッグの利用促進やレジ袋、包装紙の有料化など、ごみの発生抑制を進めます。[環境目標 4- (1)、4- (2)]
- ③食品ロスを減らす取組について検討します。
- ④廃棄物の処理は、法令を遵守し、自らの責任で適正に処理します。

17) 食べきりタイム：農林水産省や環境省が取り組んでいる食品ロスを減らすための運動。宴会での食べ残しを減らすため、「乾杯後 30 分間は自分の席で料理を楽しみましょう」、「お開き 10 分前になったら席に戻って料理を楽しみましょう」などと呼びかけるもの。



環境目標5 循環型社会の推進

重点分野

(2) 資源の循環を進めます

家庭から排出される「燃えるごみ」の約4分の1は資源物が混入しています。資源の分別を促進することにより、リサイクルやごみの適正処理を推進していきます。

市の取組

〇リサイクル（再生利用）の推進

- ①段ボール箱を使った生ごみ堆肥化講習などの体験型学習会を開催し、生ごみ堆肥化への意識定着を図ります。【循環社会推進課】
- ②堆肥化容器や堆肥化箱などを利用した生ごみの減量化や助成制度などについて情報発信を行います。【循環社会推進課】
- ③市の事務事業に伴って発生する機密文書類については、紙原料として市内の製紙工場へ搬入するなど、可能な限りリサイクルに努めます。【循環社会推進課】【環境目標1-(2)】
- ④ごみの正しい分別方法や排出基準、回収した資源の行方などについて、広報誌やチラシ、市ホームページ、スマートフォン向けアプリ（さんあ〜る）などを通して情報提供を行い、資源の分別精度と資源化率の向上を図ります。【循環社会推進課、環境センター管理課】
- ⑤エコエイトやつしろでの施設見学や環境学習コーナーなどを活用し、循環型社会に関する学習機会を提供します。【環境課、循環社会推進課、環境センター管理課】
- ⑥子どもの頃からのごみの分別などの環境保全行動の習慣化を図るため、環境活動団体などと連携しながら、幼稚園や保育園、学校などを対象に環境学習講師派遣事業を行います。【環境課、循環社会推進課】
- ⑦校区又は町内への分別講習会などを通して、分別ルールの一掃を図ります。【循環社会推進課、環境センター管理課】
- ⑧市外からの転入者などに対して、ごみの分別等に関する周知・啓発を図るため、環境活動団体などと連携しながら、学習会などを開催します。【循環社会推進課】
- ⑨外国人や視覚障がい者への、ごみの分別や排出方法に関する情報の効果的な提供手段や高齢者のごみの排出に対する支援策について検討します。【循環社会推進課、環境センター管理課】
- ⑩平日や土曜日に粗大ごみを排出することが困難な世帯に対して、資源と粗大ごみを受入れ可能とする「日曜特別開設（有料）」を実施します。【環境センター管理課】
- ⑪「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（以下「小型家電リサイクル法」という。）対象の廃家電製品については、資源物としての回収体制を維持しつつ、対象品が増加した場合に速やかに対応できる体制を構築するとともに、排出方法などについての広報を行います。【循環社会推進課】
- ⑫分別ルールについての理解、「資源の日」のマナー向上のための広報活動や学習会などを行います。【循環社会推進課】

○適正処理の推進

- ⑬生ごみの水切りについて、引き続き、その重要性について啓発しながら、水切り行動の促進を図ります。【循環社会推進課】
- ⑭事業系一般廃棄物（燃えるごみ・資源物）の混載に対する分別指導を強化します。【循環社会推進課】
- ⑮不法投棄パトロールにより、不法投棄やごみの焼却に対する調査・指導を行います。【循環社会推進課】
- ⑯不適正な廃棄物処理が見られる市内事業所等に対して、適正処理のための助言・指導を行います。【循環社会推進課】
- ⑰産業廃棄物の不適正処理に関しては、関係機関の協力のもと、監視・指導を行います。【循環社会推進課】
- ⑱敷川内町環境保全用地など、過去に大規模な不法投棄があった場所については、引き続き周辺環境のモニタリングを行い、地域の不安解消に努めます。【循環社会推進課】
- ⑲社会経済情勢やごみ排出量、周辺市町村の動向、市民意見などを十分に勘案しながら、有料指定袋制度などの一般廃棄物処理手数料のあり方について検討します。【循環社会推進課、環境センター管理課】
- ⑳「一般廃棄物処理計画」及び「循環型社会形成推進地域計画」について、市の実情に応じて定期的に見直しを行います。【環境課、循環社会推進課】
- ㉑災害廃棄物の処理に関する計画を策定します。【循環社会推進課】
- ㉒「水銀に関する水俣条約」を踏まえ、水銀が使われていない製品へ切り替えを推進するとともに、水銀使用製品が不要となった場合は適正に廃棄します。また、同条約について、市民の認知度を向上するための広報活動などを行い、水銀使用製品の適正処理を推進します。【全課】[\[環境目標 3- \(1\)、4- \(2\)\]](#)
- ㉓PCB 廃棄物の適正処理について周知・啓発を行います。【循環社会推進課】

【数値目標】

	項目	現況 (2017 年度)	目標 (2026 年度)
①	リサイクル率 ¹⁸⁾ (%)	7.5	15.5
②	最終処分量 ¹⁹⁾ (トン/年)	4,860	483

市民の取組

- ①家庭から出るごみは正しく分別し、燃えるごみを減らします。
- ②分別ルールについて正しく理解し、「資源の日」にはマナーを守って排出します。
- ③段ボール箱やコンポスト容器などを使用して、生ごみの削減・堆肥化に努めます。
- ④生ごみを排出する場合は、水切りを行います。
- ⑤ごみを捨てたり燃やしたりせず、適正に排出します。
- ⑥ごみの不法投棄や野焼きを発見した場合は、市などの行政機関へ通報します。

- ⑦「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」対象の廃家電製品（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫及び洗濯機、以下「廃家電製品」）や「資源有効利用促進法」のうちPCに関連する「PCリサイクル法」対象のパソコンについては、決められた方法で適正に処理します。
- ⑧携帯電話などの電子機器や充電式電池を処理する際は、再資源化する取組に協力します。
- ⑨地域、行政及び各種団体などが主催する清掃活動や美化活動に積極的に参加します。【環境目標 1- (2)、2- (2)、3- (3)、4- (2)】
- ⑩「水銀に関する水俣条約」を踏まえ、水銀が使われていない製品へ切り替えるとともに、水銀使用製品が不要となった場合は適正に廃棄します。【環境目標 3- (1)、4- (2)】
- ⑪小型家電リサイクル法対象の廃家電製品については、決められた方法で適正に処理します。

環境活動団体の取組

- ①分別ルールについて、市民への勉強会や広報活動を行います。
- ②生ごみの堆肥化の普及・促進や廃食用油の回収活動を行います。
- ③廃棄物パトロールに協力するなど、ごみの適正処理に関する情報発信を行います。
- ④地域、行政及び各種団体などが主催する清掃活動や美化活動に積極的に参加します。【環境目標 1- (2)、2- (2)、3- (3)、4- (2)】

事業者の取組

- ①店舗や敷地内に資源物を排出する場を設けるなど、消費者と販売者が一体となって、リサイクルの推進に取り組みます。
- ②独自のリサイクルルートを確保し、事業系一般廃棄物の排出を抑制します。
- ③分別を徹底し、事業系一般廃棄物（燃えるごみ・資源物）の混載をなくします。
- ④容器や包装については、リサイクルしやすい素材のものを製造または使用します。
- ⑤廃食用油の燃料化や生ごみの堆肥化など、バイオマスの利活用に取り組みます。
- ⑥不法投棄や野焼きを行わず、ごみは適正に処理します。
- ⑦廃家電製品は適正に管理・処理します。
- ⑧不法投棄の早期発見や未然防止に関する取組に協力します。
- ⑨廃棄物の処理は、法令を遵守し、自らの責任で適正に処理します。
- ⑩地域、行政及び各種団体などが主催する清掃活動や美化活動に積極的に参加します。【環境目標 1- (2)、2- (2)、3- (3)、4- (2)】
- ⑪「水銀に関する水俣条約」を踏まえ、水銀が使われていない製品へ切り替えるとともに、水銀使用製品が不要となった場合は適正に廃棄します。【環境目標 3- (1)、4- (2)】
- ⑫小型家電リサイクル法対象の廃家電製品については、決められた方法で適正に処理します。

18) リサイクル率：燃えるごみや資源物として搬入されたもののうち、実際に資源化することができた割合。エコイトやつしろでは、焼却灰のセメント原料化による資源化分も見込んでいる。

リサイクル率（％）＝（直接資源化量＋中間処理後再生利用量＋集団回収量）／（ごみ処理量＋集団回収量）×100

19) 最終処分量：埋め立て処分場などの最終処分施設に搬入された廃棄物量。



環境目標5 循環型社会の推進

重点分野

(3) 環境関連施設の検討・整備を進めます

ごみ処理施設やし尿処理施設などの環境関連施設は、市民生活に不可欠な施設です。老朽化した施設については延命化を図りつつ、新たな施設に関する検討を進めていきます。

市の取組

○環境関連施設の適正な維持管理・整備

- ①エコイトやつしろは、長期間の使用が可能となるよう、適切な点検、補修、メンテナンスを行います。【環境センター管理課】
- ②閉鎖された八代市清掃センターについては、適切に管理を行いながら解体時期や解体方法などについて検討します。【環境センター管理課】
- ③八代市衛生処理センターは、老朽化が著しいため、「八代市し尿処理施設基本構想」に基づき、適切な維持管理を行うとともに新しい施設の検討・整備を進めます。【環境課】
- ④八代市浄化槽汚泥処理施設は、市民生活に支障が起らないよう、計画的に施設の整備及び機器の維持管理を行います。【環境課】
- ⑤最終処分場については、適正な維持管理を行うとともに、今後のあり方について検討を進めます。【環境課、環境センター管理課】
- ⑥各廃棄物処理施設の事業継続計画（BCP）の策定や定期的な見直しを進めます。【環境課、環境センター管理課】

【数値目標】

	項目	現況 (2017年度)	目標 (2026年度)
①	八代市衛生処理センター 施設稼働率※ (%)	100	100
②	エコイトやつしろ 施設稼働率※ (%)	—	100










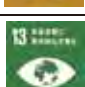



※ 設備点検等に伴う施設の計画的な稼働停止は除く

事業者の取組

- ①廃棄物処理施設を有している事業者については、施設を適正に管理するとともに周辺環境の保全に努めます。



【備考】 市民及び環境活動団体は、環境関連施設を有していないため、具体的な取組を掲げていません。

■環境目標及び施策の方向性とSDGsとの関連

SDGs 目標	環境目標 1		環境目標 2		環境目標 3			環境目標 4		環境目標 5		
	(1) 高い環境意識をもったひとづくりを進めます	(2) 環境保全行動の輪を広げます	(1) 生きものたちのにぎわいを守り育てます	(2) 豊かな自然の恵みを未来へつなぎます	(1) きれいな空気や水を守ります	(2) 恵まれた地下水を大切にします	(3) きれいなまちづくりを進めます	(1) 地球市民として温暖化対策に取り組みます	(2) 身近なことから地球環境の保全に貢献します	(1) ごみの減量に取り組みます	(2) 資源の循環を進めます	(3) 環境関連施設の検討・整備を進めます
 飢餓				○						○		
 保健		○			○	○				○	○	○
 教育	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	
 水・衛生			○		○	○				○	○	○
 エネルギー								○				
 成長・雇用			○	○						○	○	
 技術革新					○	○		○				
 都市			○		○		○	○		○	○	○
 生産・消費	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
 気候変動	○	○	○	○				○	○	○	○	
 海洋資源			○	○	○				○	○	○	○
 陸上資源			○	○				○	○			
 パートナーシップ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

■本計画に関連するSDGsの主なターゲット

	<p>2 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>
	<p>2.1 2030年までに、飢餓を撲滅し、全ての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。</p>
	<p>2.4 2030年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靱（レジリエント）な農業を実践する。</p>
	<p>3 あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>
	<p>3.9 2030年までに、有害化学物質、並びに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。</p>
	<p>4 全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>
	<p>4.7 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。</p>
	<p>6 全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>
	<p>6.1 2030年までに、全ての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ衡平なアクセスを達成する。</p>
	<p>6.3 2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。</p>
	<p>6.6 2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。</p>
	<p>7 全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>
	<p>7.1 2030年までに、安価かつ信頼できる現代エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。</p>
	<p>7.2 2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。</p>
	<p>7.3 2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。</p>
	<p>8 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p>
	<p>8.4 2030年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。</p>
	<p>8.9 2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。</p>
	<p>9 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>
	<p>9.1 全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。</p>
	<p>9.4 2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。</p>
	<p>11 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>
	<p>11.3 2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。</p>
	<p>11.4 世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。</p>
	<p>11.6 2030年までに、大気及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。</p>

	持続可能な生産消費形態を確保する
12.2	2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。
12.3	2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。
12.4	2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。
12.5	2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
12.7	国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。
12.8	2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。
	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
13.1	全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。
13.2	気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。
13.3	気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。
	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
14.1	2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。
14.2	2020年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性（レジリエンス）の強化などによる持続可能な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。
14.3	あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処する。
	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
15.1	2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。
15.2	2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。
15.3	2030年までに、砂漠化に対処し、砂漠化、干ばつ及び洪水の影響を受けた土地などの劣化した土地と土壌を回復し、土地劣化に荷担しない世界の達成に尽力する。
15.4	2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実にする。
15.5	自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。
15.7	保護の対象となっている動植物種の密猟及び違法取引を撲滅するための緊急対策を講じるとともに、違法な野生生物製品の需要と供給の両面に対処する。
15.8	2020年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。
15.9	2020年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む。
	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
17.17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。